

# くらしの情報ガイド

## 募集

◆平成20年度市職員(調理職)募集  
試験日:3月2日(日) 市役所本庁舎北館2階会議室 4月1日採用予定の調理職 昭和47年4月2日生の調理師免許を有するか2人 2月15日～21日<平日の執務時間内必着>までに、郵送または直接下記へ採採用案内は人事課または市ホームページで 個人応募(☎38-2019 〒659-8501 住所不要)

◆市立幼・小・中学校臨時講師募集  
教諭の代替等<勤務条件>小・中学校:県の臨時講師、幼稚園:市の幼稚園臨時講師 幼稚園、小・中学校教諭普通免許状所持者または平成20年4月1日までに取得できるかた 図&圖教職員課(☎38-2003)

◆特別支援教育に係る介助員の募集  
勤務期間:4月～平成21年3月※長期休暇期間は除く ①市内幼稚園における幼児の生活・遊び等の支援(月～金・週5日間)②市内小中学校における児童生徒の生活・学習等の支援(月～金・週2・3日程度) ①若干名②10人程度 2月18日～29日に右記へ 圖学校教育課(☎38-2087)

## お知らせ

◆税理士記念日「税金でんわ相談」  
2月22日(金)・23日(土)10時～16時 図あらゆる税金の電話相談 図近畿税理士会芦屋支部(☎38-8004)

◆電話加入権公売  
2月28日(木)13時30分～13時35分※13時10分までにご来場ください 市役所北館2階会議室3 図市税の滞納により差し押さえた電話加入権の公売※納付により中止になる可能性があります 圖収税課(☎38-2014)

# 「エコチェックカレンダー」をはじめませんか？

市では、地球にやさしい暮らしをしているかどうか自己点検し、地球温暖化の原因となるCO2を減らす取り組みをしています。 県推進センターが作成した「エコチェックカレンダー 2008年版」を、市役所北館3階の環境課窓口で、ご希望のかた(先着100人)に差し上げます。



◆インターネットでも、カレンダーの申し込みができます◆

兵庫県地球温暖化防止活動推進センター

http://www.eco-hyogo.jp/ondancenter/eco\_torikum1\_01.html

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

## ラポルテ市民サービスコーナー

■窓口ご利用時間  
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時  
土・日・祝日 午前10時～午後5時  
■休業日 2月21日・3月6日・13日(木)  
■交付内容 住民票の写し・印鑑証明書・戸籍全部・個人事項証明書・外国人登録原票記載事項証明書・市民税県民税課税証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書など  
【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降、除籍・改製原戸籍謄抄本・税務証明書等は取り次ぎで発行します。各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。

問い合わせ

ラポルテ市民サービスコーナー ☎31-3130

# 税

## 申告は正しくお早めに

問い合わせ 課税課市民税担当 ☎38-2016

## 個人の市・県民税

■申告期間 2月18日～3月17日 午前9時～午後5時15分 ※土・日を除く

■受付場所 市役所南館1階 12番窓口 課税課市民税担当

### ◆申告の必要なかた

- 平成20年1月1日現在芦屋市に住所があり、次に該当するかた  
①税務署に所得税の確定申告をする必要のないかた  
②給与所得者であっても、次のようなかたは申告してください。  
・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されなかった  
・給与所得以外に所得があるかた、雑損控除・医療費控除を受けようとするかた  
で税務署に確定申告をする必要のないかた  
※収入が年金のみのかたで、支払った国民健康保険料や生命保険料などの控除を受けようとするかたは申告してください。
- 市外に住所のあるかたで、芦屋市内に事務所、事業所または家屋敷のあるかた
- 所得のないかたで市・県民税の各種証明(所得証明・課税証明等)の必要なかた

### ◆必要書類等

- 公的年金等の源泉徴収票
  - 給与所得の源泉徴収票または雇用主の支払証明書
  - 収支内訳書(事業所得者等)
  - 平成19年中に支払った生命保険料、地震・長期損害保険料の証明書、国民年金保険料の控除証明書、医療費の領収書、損害を受けた資産の明細書など
  - 印鑑
- ※なお、税務署に確定申告をされたかたは、市・県民税の申告の必要はありません。

## ～所得税の確定申告書を提出されるかたへ～

個人の住民税は、所得税の確定申告書に記載された所得金額、その他の事項を元に計算することになっていますが、次の事項については所得税と住民税で取り扱いが違っていきますので、ご注意ください。

- ①配当に関する住民税の取り扱いについて  
住民税は、所得税において確定申告をしないことを選択した未上場株式の少額配当等についても他の所得と総合して課税されますので、「住民税に関する事項」欄(申告書第二表)に、次の算式で計算した金額を記入してください。

$$\begin{matrix} \text{確定申告書第1表の} \\ \text{配当所得金額}<A> \end{matrix} + \begin{matrix} \text{確定申告しないことを選} \\ \text{択した未上場株式の少額} \\ \text{配当等}<B> \end{matrix} = \begin{matrix} \text{配当に関する住民税の特例} \\ (<A>+<B>) \end{matrix}$$

※複数銘柄の株式の配当金があるかたは、必ず「所得の内訳書」にその明細を記入し、確定申告書に添付してください。

- ②給与所得以外の住民税の徴収方法の選択について  
主たる給与以外の所得に係る納付方法について、申告書第二表の該当箇所から選択してください。  
■特別徴収…毎月支払われる給与から天引きされ、納付する方法  
■普通徴収…自分で、年1回または4回で納付する方法
- ③別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所について  
申告書第2表の当てはまる欄に記入してください。
- ④配当割額控除額  
特別徴収された県民税配当割額の控除や還付等を受ける場合は、申告書第2表の「配当割額控除額」欄に記入してください。
- ⑤株式等譲渡所得割額控除額  
特別徴収された県民税株式等譲渡所得割額の控除や還付等を受ける場合は、申告書第2表の「株式等譲渡所得割額控除額」欄に記入してください。

# 芦屋税務署からの お知らせ

# 税

問い合わせ 芦屋税務署 ☎31-2131

## ◆所得税等の申告相談および申告・納付期限

■平成19年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付け…2月18日～3月17日  
■個人事業者の消費税・地方消費税…2月18日～3月31日まで ※土・日曜日を除く  
金融機関の口座から自動的に振り替えて税金を納付する振替納税をお勧めします。  
(振替日)申告所得税/4月22日(火)  
個人事業者の消費税・地方消費税/4月24日(木)  
※所得税の申告をされたかたは、市・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

## ◆税務署以外の申告会場

確定申告書は、芦屋税務署のほか、次の会場でも提出できます。各会場とも、確定申告の相談(贈与・譲渡所得の申告相談は除く)にも応じております。

■開催日 2月18日～3月7日・午前9時30分～正午、午後1時～4時(相談受付は午後3時30分まで)

■会場 ラポルテホール(JR芦屋駅北すぐ)、うはらホール(東灘区民ホール内)  
※申告会場へは、公共交通機関をご利用ください。

## ◆日曜日の相談・受付

芦屋税務署では、2月24日(日)・3月2日(日)に、確定申告の相談・申告書の受付を行います。(通常、土・日・祝日は閉庁しています)

## ◆所得税の確定申告は、さらに使いやすくなったe-Taxで！

<HPからの簡単申告>  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。  
<最高5,000円の税額控除>

本人の電子署名および電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)  
<添付書類が提出不要>

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようにになりました。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。)  
※還付申告がスピーディー e-Taxで申告された還付申告は早期処理(3週間程度に短縮)しています。詳しくは、e-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/)をご覧ください。

# 民生委員・児童委員、主任児童委員が改選されました

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2113

氏名	電話	担当区域
1 黒田 篤子	38-0236	奥池町全域
2 尾形 絹枝	38-0353	奥池南町全域
3 武田 美智子	31-2205	六麓荘町全域
4 橋本 明美	32-1233	朝日ヶ丘町 2～6
5 日高 恵美子	32-5136	朝日ヶ丘町 7～12.17
6 山下 喜美子	32-6099	朝日ヶ丘町 13～16
7 福井 千鶴	32-1305	朝日ヶ丘町 1. 18～27
8 北口 千榮子	31-7100	朝日ヶ丘町 28～40
9 山本 美紀	23-0654	山手町 1～30
10 青木 千都子	34-7841	山手町31～34. 奥山
11 内橋 邦子	38-5051	山芦屋町 1～15
12 津田 由貴	32-2610	山芦屋町16～30
13 渡邊 和子	32-5057	岩園町 1～11.23
14 清水 章子	31-4545	岩園町12～22.24.25.28.30
15 朝比奈 皓	22-3536	岩園町26.27.29.31～49
16 倉内 弘子	32-1798	東山町15～30
17 浅田 民枝	32-2667	東山町 1～14
18 藤川 和代	34-1221	東芦屋町 1～16
19 藤井 優香子	23-2597	東芦屋町17～25
20 加納 多恵子	31-0678	西山町 1～8. 16～20
21 堺谷 恭子	34-1876	西山町 9～15. 21～23
22 五味 正義	38-7895	三条町 1～13
23 松井 とも子	32-7535	三条町14～22
24 信田 式子	38-3865	三条町23～39
25 長谷川 喜美子	32-7308	翠ヶ丘町 3～7.13～16
26 濱田 潤子	32-0373	翠ヶ丘町 1.2.8～12
27 浦野 京子	32-7092	翠ヶ丘町19～20
28 岩野 順子	23-1350	翠ヶ丘町17.18.21～23
29 稲原 明子	22-5301	親王塚町 1～8
30 山中 厚子	32-9185	親王塚町 9～14
31 石橋 光代	31-8854	大原町1.2.5.8～12.18～23
32 六川 紀子	22-7939	大原町3.4.6.7.13～17.24～28
33 柴田 敦子	22-3818	船戸町全域
34 近藤 礼子	23-4527	松ノ内町全域
35 岡本 直子	22-9744	月若町 1～4
36 辰巳 綾子	31-4968	月若町 5～8
37 渡辺 宏子	22-3116	西芦屋町全域
38 桐村 廣子	34-2353	三条南町 1～7
39 大橋 眞理子	22-3610	三条南町 8～14
40 酒井 裕子	31-7671	楠町 1～10
41 寺東 テル	31-2776	楠町13
42 山崎 千賀代	22-9085	楠町11.12.14～16
43 松本 勝治	34-1535	上宮川町全域
44 森 百代	22-4554	業平町全域
45 西田 洋子	32-3973	前田町全域
46 鈴木 一美	32-4071	清水町全域
47 加藤 洋子	32-0508	春日町 6～10.13～16.21～24
48 岡野 清子	22-6085	春日町 1～5.11.12.17～20
49 岩本 仁紀子	32-1895	打出小植町全域
50 曾我部 美保	32-2708	宮塚町 1～5. 8～9 (北)
51 池田 秀子	23-2117	宮塚町 6.7.8～9 (南)10～17
52 上原 泰行	34-1588	茶屋之町全域
53 竹花 正幸	22-6229	大槻町全域
54 森本 弘子	22-3814	公光町全域
55 北田 花子	32-3444	川西町 1～7
56 木村 勝美	22-7756	川西町 8～15
57 小山 香代子	22-7347	津知町全域
58 中上 公美子	23-2379	打出町 4～7
59 河北 晴美	22-3068	打出町 1～3

社会福祉の増進を図るため、各地域において、市民の皆さんの身近な相談に応じ、また福祉行政とのパイプ役として活動されている民生委員・児童委員、主任児童委員が改選され、下表の皆さんが厚生労働大臣から委嘱されました。  
任期は、平成19年12月1日から3年間です。

氏名	電話	担当区域
60 天津 勢津代	22-9315	南宮町 1～8
61 樽井 清津子	31-1835	南宮町 9～11
62 田中 章夫	22-8326	南宮町 14～16.18
63 田中 穰	31-1098	南宮町 12.13.17
64 水野 美幸	23-2548	若宮町全域
65 林 博子	32-5871	宮川町全域
66 大伴 恭子	31-8580	竹園町 1. 2. 4
67 藤本 シゲ子	34-8090	竹園町 3. 5. 6
68 今井 裕子	34-0284	精道町全域
69 山村 孝司	22-7608	浜芦屋町全域
70 河村 照子	31-1655	平田北町全域
71 横山 町子	31-6254	大東町 1～11
72 中村 誠一	31-8341	大東町 12～17
73 古川 茂見	38-3721	大東町 18
74 深津 秀子	23-2681	浜町 1～5
75 川島 知榮子	31-5743	浜町 6～11
76 田中 仁美	34-3324	浜町 12～15
77 塩川 吉美	34-8755	西蔵町 1～6. 8
78 姫野 通子	32-0812	西蔵町 7. 9～13
79 進藤 昌子	22-4926	呉川町 1.5.6.9.10.13.14.17.18 呉川町 2～4.7.8.
80 飛澤 佳子	38-4691	11.12.15.16.19
81 磯貝 裕子	31-7477	伊勢町 1～6
82 吉本 佳世子	35-1703	伊勢町 7～12
83 千葉 孝子	31-6144	松浜町 5(芦屋松浜ハイツ).8 (ロイヤル芦屋松浜).14(クイーンズフォート芦屋)
84 瀬 良 恵美子	22-9098	松浜町 1～16(芦屋松浜ハイツ. ロイヤル芦屋松浜、クイーンズ フォート芦屋除く)
85 東郷 明子	32-2249	平田町全域
86 藤川 夏子	22-8281	新浜町全域
87 辻原 永子	38-0463	浜風町 1～8
88 中泉 和子	32-0147	浜風町 9～31
89 鳥居 和子	32-3713	高浜町 3.7
90 福井 香代子	34-0792	高浜町 2.5
91 中野 久美子	34-2769	高浜町 4.9
92 古家 左和	31-8966	高浜町 8
93 村上 和子	31-5879	若葉町 2
94 村岡 由美子	34-0604	若葉町 4.5
95 上國 定夫	32-5927	若葉町 6
96 樫本 詔治	34-2617	若葉町 7
97 山口 良忠	22-1619	緑町 1(9号棟～16号棟)
98 川良 美穂子	22-6400	緑町 1(1号棟～8号棟).2
99 丹羽 雅美	32-0400	緑町 3～11
100 瀬尾 多嘉子	23-4328	潮見町全域
101 下村 安子	23-2430	陽光町 5-1.2.6-1.2
102 山本 眞美代	32-2386	陽光町 5-3.4.6-3.4
103 片山 良子	34-2492	陽光町 5-5.6.6-5.6
104 湖上 香里	38-1062	陽光町 7
105 林 智子	32-4582	海洋町・涼風町全域
106 目黒 清子	20-6749	南浜町全域
107 極楽地 英子	23-2855	主任児童委員
108 藤岡 廣子	38-2598	主任児童委員
109 半田 孝代	23-1746	主任児童委員
110 藤原 ヒサコ	32-6405	主任児童委員

## 「広報あしや」を配置している施設一覧

■「広報あしや」は、毎月1日と15日に新聞折り込みで各ご家庭に配布しています。また、次の施設でも入手いただけます。ご利用ください。

### 【阪急以北】

三条デザインサービスセンター、アクティブライフ山芦屋、西山郵便局、芦屋病院、兵庫県警察学校、和風園、あしや聖徳園、朝日ヶ丘集会所、コープミニ東山、東山郵便局、アクティブライフ芦屋

### 【阪急～国道2号】

前田集会所、コープミニ西芦屋、市民センター・社会福祉協議会、JR芦屋駅、ラポルテ市民サービスコーナー、大原集会所、男女共同参画センター、ロングライフ芦屋、上宮川文化センター、翠ヶ丘集会所

### 【国道2号～国道43号】

市役所北館・南館受付、くらし芦屋、体育館・青少年センター、あしや市民活動センター、芦屋税務署、芦屋警察署、商工会、芦屋健康福祉事務所、茶屋集会所、春日集会所、若宮集会所

### 【国道43号以南】

ハートフル福祉公社、芦屋ケアセンターそよ風、竹園集会所、図書館、あしや温泉、西蔵集会所、エルホーム芦屋、打出集会所、あしや喜楽苑、潮見集会所、ダイエー芦屋浜店、浜風集会所、海浜公園プール、さくらの園、コミュニティー・プラザ(市営住宅)・コミュニティー・プラザ(県営住宅)、マイライフ芦屋・総合公園

問い合わせ 広報課 ☎38-2006/FAX38-2152

## 兵庫県信用保証協会

4月から、尼崎支所が阪神事務所になって移転し、芦屋市の窓口が阪神事務所に変更になります。

移転後(4月1日より)

阪神事務所

☎06-6411-4133

FAX06-6411-4144

〒660-0881 尼崎市昭和

通3-96尼崎商工会議所ビル3F



信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公益特殊法人です。中小企業者が金融機関から貸付や手形の割引等を受ける場合に、その責務を保証することにより、中小企業者の信用力を補充し、金融の円滑化を図ることをその主な事業目的としています。

問い合わせ 経済課 ☎38-2033

## 「下水」の水質検査結果

下水処理場 ☎32-1291

試験日		平成19年12月12日	平成20年1月10日	活性汚泥法処理による基準	
項目	検	晴れ	晴れ		
気温	温	14.0℃	11.4℃		
検水名	流入水	処理水	流入水	処理水	
水温(℃)	18.1	19.2	15.7	19.3	
P	H	7.1	6.8	7.0	6.9
S	S(mg/ℓ)	63	6	85	5
BOD	D(mg/ℓ)	127	8	70	2
大腸菌群数(個/ml)	23,000	2	11,000	0	3,000以下
備考	前日雨	前日晴	前日晴	前日曇り	

用語の説明【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い【S】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。